

ラフティング世界選手権2017におけるカメラ撮影について（方針）

ラフティング世界選手権実行委員会

1 目的

「ラフティング世界選手権2017」において、安全なカメラ撮影や映像権利、プライバシーの保護を確保するため、この方針を定める。

2 期間

平成29年10月3日（火）から10月9日（月）まで

3 場所

ラフティング世界選手権2017の競技会場及び三好市池田総合体育館

4 対応方針

- (1) 「ラフティング世界選手権2017」において、カメラ（ビデオ、写真）で撮影しようとする者（事業者、個人を問わない。）は、事前にラフティング選手権実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に届け出し、許可をとることとする。
- (2) 競技会場において、撮影しようとする者は、ヘルメット、ライフジャケットを着用し、担当者の指示に従うこと。特に、安全面において担当者の指示に従わない者については、撮影許可を取り消すものとする。
- (3) ヘルメット、ライフジャケットについては、事務局が定める協力費を納入することにより、貸与することができる。
- (4) 撮影許可された区域以外での撮影は禁止する。
- (5) 競技中の選手に対するストロボ撮影は禁止する。
- (6) 主催者から許可なく営利目的でその映像、写真を利用してはならない。なお、テレビのニュース、新聞等の掲載については利用可能とする。
- (7) 撮影者は被写体となる選手、観客のプライバシー保護に配慮し、トラブル防止に努めるものとする。
- (8) この方針に定めのない事項については、事務局が別に定めることとする。